

第1号様式(第5条関係)

中京区「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」
支援事業補助金交付申請書

(あて先) 中京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 ー 印

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、補助金の交付を申請します。

事業総額		円	交付申請額	円
団体概要	団体の概要	※団体の規約及び役員名簿を添付してください。		
補助事業の区分、事業名、事業内容	区分			
	事業名			
	内容			
連絡担当者	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> その他 (氏名： 電話：)			

*提出いただいた情報は、「中京区版運動プログラム」の進捗管理等のため、中京区推進協議会に提供する場合がありますのでご了承ください(個人に関する情報は提供しません)

第2号様式(第5条関係)

中京区「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」
支援事業収支予算書

事業名	
団体名	

1 収入

項目	金額(円)	内訳
補助金		
その他		
合計		

2 支出

支 出		
項目	金額(円)	内訳
合計		

様

中京区長

中京区「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」
支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中京区「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」支援事業補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 事業名

2 交付予定額 金 _____ 円

3 補助金の交付の条件

- (1) 事業の変更（中京区「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」支援事業補助金交付要綱第7条第2項に規定する軽微な変更を除く。）又は中止をしようとするときは、区長の承認を得なければならない。
- (2) 事業が完了した後、1箇月以内又は、当該年度3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。なお、特に必要があると認めるときは、事業の終了前に、補助金の全額を概算払いすることができる。
- (3) この補助金の交付の決定後、次の事項に該当すると認められる場合は、補助金の交付金額の全額又は一部を返還しなければならない。
 - ア 不正の手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
 - イ 補助金の交付の目的以外に補助金を使用したとき。
 - ウ 中京区「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、中止又は廃止の承認を受けたとき。
 - エ 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
 - オ この要綱の規定に違反したとき。

京都市指令 第 号
年 月 日

様

中京区長

中京区「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」
支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中京区「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」支援事業補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日(京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。)。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日(京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴え提起することはできなくなります。

第5号様式(第7条関係)

中京区「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」
支援事業補助金変更承認申請書

(あて先) 中京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 ー 印

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により補助事業等の（ <input type="checkbox"/> 内容の変更、 <input type="checkbox"/> 経費の配分の変更）について、区長等の承認を申請します。	
変更の内容	
変更の理由	

第6号様式(第7条関係)

中京区「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」
支援事業補助金中止・廃止承認申請書

(あて先) 中京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 ー 印

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により補助事業等の(<input type="checkbox"/> 中止、 <input type="checkbox"/> 廃止) について、区長等の承認を申請します。	
理 由	

第7号様式(第8条関係)

中京区「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」
支援事業補助金実績報告書

(あて先) 中京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 印 電話 —

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により活動の実績を報告します。	
事業名	
交付決定日	年 月 日
事業完了日	年 月 日
事業内容	
事業成果・課題	

第8号様式(第8条関係)

中京区「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」
支援事業収支決算書

事業名	
団体名	

1 収入

項目	金額(円)	内訳
補助金		
その他		
合計		

2 支出

支 出		
項目	金額(円)	内訳
合計		

中京区「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」
 支援事業補助金交付額決定通知書

	年 月 日
交付決定者の名称及び代表者名	中京区長

年 月 日付け、京都市指令 第 号をもって交付決定した中京区「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」支援事業補助金については、下記のとおり補助金交付額を確定したので、通知します。

記

事業名	
補助金交付額	円 (概算払 円、精算払 円)

第10号様式(第11条関係)

中京区「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」
支援事業補助金概算払請求書

(あて先) 中京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 印 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第21条第2項の規定により、補助金の概算払を請求します。	
事業名	
交付決定日	年 月 日
交付決定額	円
補助金の請求額	円

振込口座	<input type="checkbox"/> 登録済みの口座（1口座のみ登録）→以下記入不要です。 <input type="checkbox"/> 登録済みの口座（複数口座を登録）のうち、下記の口座→記入してください。 <input type="checkbox"/> 登録していない下記の口座→記入してください。		
	金融機関名	店舗名	預金種目 <input type="checkbox"/> 普通(総合) <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他
			口座番号
	口座名義 (フリガナ)		
	口座名義 (漢字等)		

※原則として、請求者の名義の口座を記入してください。

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号を記入してください。